

令和8年度軽自動車税納税通知書について

- 令和8年4月1日現在で、軽自動車等を所有されている方に納税通知書を送付しております。
- 軽自動車を複数台所有されている方に対しては、車両ごとに納税通知書を発行します。
- 複数台所有されている方が口座振替の申込をされますと、所有する全車両について同一の口座から振替となりますので、ご注意願います。
- 納期限は、令和8年6月1日(月)です。納付の際には、お送りした納税通知書を切り取らずに、そのままの状態で金融機関・コンビニエンスストア等にお出し下さい。

軽自動車税の税額について

(1)原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車等

車 種 区 分		税 額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	125cc以下かつ4.0kw以下	2,000円
	特定小型原付 0.6kw以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪車(125cc超250cc以下)		3,600円
ボートトレーラー		3,600円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他(フォークリフト等)	5,900円
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円

令和7年度から、新しい基準の原動機付自転車の区分が追加されました。

(2)三輪・四輪以上の軽自動車

車 種 区 分			税 額		
			平成27年 3月31日 までの新規取得車	平成27年 4月 1日 以降の新規取得車	新規取得後、13年超の車両 (平成25年3月31日以前に初度検査)
三輪(660cc以下)			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上 (660cc以下)	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

令和8年度グリーン化特例の延長について

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた三輪・四輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、令和8年度に限り税率が軽減されます。

車 種 区 分			税 額 (年 額)	
			特例①	特例②
三 輪			1,000円	2,000円※乗用営業用のみ
四 輪	乗 用	営業用	1,800円	3,500円
		自家用	2,700円	対象外
	貨物用	営業用	1,000円	
		自家用	1,300円	

※市が自動車検査証(車検証)の情報に基づき課税しますので、手続きは不要となります。
※各燃料基準の達成状況は、自動車検査証(車検証)の備考欄でご確認ください。

特例①…電気軽自動車、天然ガス軽自動車、(平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス10%低減)

特例②…乗用・営業用★★★★かつ令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車

※★★★★…平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成

※特例②はガソリン車(ハイブリッド車含む)に限りです。

※グリーン化特例は新車新規取得の翌年度に限り適用されます。



納税証明書(継続検査用)について

- 金融機関・コンビニエンスストア等で納付書を使用して納付する方は、納付書に納税証明書(継続検査用)が添付されていますのでご利用下さい。
- 口座振替をご利用の方には、6月中旬に「口座振替済通知書兼納税証明書(継続検査用)」を郵送する予定です。
※複数台所有の方に対しては、車両ごとに発行し郵送いたします。
- ※令和5年1月から、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)が導入されており、継続検査時の納税証明書の提示が原則として不要になったため、令和9年度からは納税証明書(継続検査用)の発送は行いません。
- 下記に該当される場合は、次のものをご用意の上、税務課諸税係までお越し下さい。
 - ①口座振替の方で6月上旬～中旬に軽自動車税納税証明書(継続検査用)が必要な場合
◆車検証(コピー可) ◆振替済(記帳済)の預貯金通帳
 - ②非課税や減免対象の軽自動車税納税証明書(継続検査用)が必要な場合
◆車検証(コピー可)

障がいのある方等が利用する軽自動車税の減免について

一定の要件に該当し、期限までに軽自動車税の減免申請をされた方の軽自動車税を減免します。
減免申請期限は、令和8年6月1日(月)です。期限を過ぎた申請は受付できません。
提出書類は、下記のとおりとなります。

○前年度に減免を受けた方

同封の、「軽自動車税の減免申請の手続きについて(お知らせ)」をご覧ください。

○今年度、初めて申請される方

- ①軽自動車税減免申請書
(窓口備え付け又は市ホームページからダウンロード)
- ②身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ③運転者の運転免許証またはマイナ免許証
(マイナ免許証の場合は、「免許情報記録確認書(写しでも可)」も必要となります。)
- ④納税義務者の方のマイナンバーカード
(お持ちでない場合は通知カード)
- ⑤自動車検査証または自動車検査証記録事項
- ⑥軽自動車税納税通知書

【ご注意】

障がいをお持ちであっても、全ての方が対象となるわけではありません。詳しくは窓口やHPでご確認ください。

塩竈市ホームページ



軽自動車に関する手続きについて

登録・廃車・名義変更・住所変更の手続きは、以下の窓口で行ってください。

車 種	手続の窓口	電 話 番 号
原動機付自転車・小型特殊自動車	塩竈市役所税務課諸税係	022-355-5896
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 宮城主管事務所	050-3816-1830
軽二輪(125cc超250cc以下) 二輪の小型自動車(250cc超)	東北運輸局宮城運輸支局	022-235-2517

年度の途中で軽自動車等を廃車・譲渡した場合の軽自動車税の税額について

軽自動車税は、軽自動車等を4月1日に所有している方に1年分の税額が課税される税金であり、年度の途中で廃車・譲渡した場合でも、既に納入した税額を月割で還付することはできません。
※軽自動車と普通自動車では制度の違いがありますので、ご注意ください。

【軽自動車税に関する問い合わせ先】

〒985-8501 塩竈市旭町1番1号 (塩竈市役所 1階 3番窓口)
塩竈市 市民生活部 税務課 諸税係 電話:022-355-5896